

◆犬の放し飼いはやめましょう◆



犬の放し飼いは、県の条例で禁止されています。放し飼いは咬傷事故(咬みつき事故)や犬の交通事故等のおそれがあり大変危険です。放し飼いはやめましょう。

また、散歩中は必ずリードをつけましょう。



◆猫は室内飼育を◆

放し飼いにしている猫が他人の敷地内や公園で糞尿をしたり車を傷つけたりと、飼い主が知らないところで他の人に迷惑をかけていることがあります。飼い主は猫に首輪・名札等をつけ、室内飼育を心がけましょう。

飼い主マナーを
再確認しましょう

◆鳴き声に気を付けましょう◆

動物の鳴き声は飼い主が思っている以上に、他の人には迷惑です。「近所の犬が夜鳴くので眠れない」「一日中鳴くのでノイローゼになる」という相談が多数寄せられています。むだ吠えをしないようにしつけましょう。

◆ふんは必ず持ち帰りましょう◆

ふんの放置は、道路通行者やふんを放置された敷地の所有者に不快な思いをさせています。放置したり、その場に埋めたりせずに、必ず持ち帰りましょう。

また、ブラッシングで抜けた毛も持ち帰りましょう。

◆飼育環境の美化に努めましょう◆

ペットの小屋や小屋周辺を清潔にするように心がけましょう。ふんや抜け毛の片づけ・清掃をし、悪臭や害虫の発生を防ぎましょう。



迷子のペットが飼い主のもとに戻れるように

「飼っていたペットがいなくなった」「飼われていたと思われるペットを保護した」という相談が多数寄せられています。

迷子のペットが早く飼い主のもとに戻れるように、飼い主はペットに首輪や迷子札、マイクロチップ等を必ず装着させましょう。

また、飼い犬については、狂犬病予防法で鑑札と狂犬病予防注射済票の装着が義務付けられています。迷子札の代わりにもありますので、必ず装着させましょう。

ペットが逃走したり、迷子のペットを保護したりした場合は、情報をお寄せください

●市役所環境課 ☎76-1511

●茨城県動物指導センター

☎0296-72-1200

●古河警察署 ☎30-0110

